

(ワンストップ特例制度) 寄附金税額控除に係る申告特例申請書等の提出について

【提出書類】 下記(1)～(3)の書類全てをご提出ください。

- (1) 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
- (2) 個人番号確認の書類・・・下記表の区分に応じた書類
- (3) 本人確認の書類・・・下記表の区分に応じた書類

区分	「個人番号カード(マイナンバーカード)」をお持ちの方	「通知カード(氏名、住所等が住民票の記載事項と一致したもの)」をお持ちの方	「個人番号カード」「通知カード」のどちらも無い方
個人番号確認の書類	個人番号カード(マイナンバーカード)の裏面のコピー	通知カードのコピー ※裏面の記載がある場合、裏面のコピーも必要	個人番号が記載された住民票のコピー
本人確認の書類	個人番号カード(マイナンバーカード)の表面のコピー	下記のいずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、(i)氏名、(ii)生年月日または住所が確認できるようにコピーしてください。	

【本人確認書類のうち運転免許証やパスポートなど顔写真付きの本人確認書類がない方】

自治体が認める公的書類を2点ご提出ください。

例：健康保険証と年金手帳の両方のコピー

【提出期限】 寄附をした翌年の1月10日

- 【注意事項】
- ・ワンストップ特例制度と確定申告では、必ず**確定申告が優先**されます。確定申告をされる場合、ワンストップ特例制度の申請は不要です。確定申告の際は、必ず寄附金の控除申告をお願いします。
 - ・ワンストップ特例申請自治体数が**年間5団体**を超えると、申請はすべて無効となります。その場合は、確定申告をしてください。
 - ・申請書提出後、内容に変更があった場合は、上記提出期限までに**変更届出書**をご提出ください。